

## 鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金支給要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、技能検定機械保全職種の受検手数料に係る負担を軽減し、受検を促進することを目的として、在校生等が技能検定機械保全職種を受検する場合において、受検申請を行う日の属する年度の4月1日現在における平成22年3月31日鳥取県告示第190号に定める手数料の額と平成27年度から公益社団法人日本プラントメンテナンス協会が実施している受検手数料との差額について、在校生等に鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において「在校生等」とは、受検申請を行う日の時点で以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく公共職業能力開発施設（県内に設置されているものに限る。）における訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く。）
- (2) 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練（県内で実施されているものに限る。）を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く。）
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく中等教育学校（県内に設置されているものに限る。）の後期課程に在籍している者
- (4) 学校教育法に基づく専修学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく各種学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者
- (5) 学校教育法に基づく高等専門学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者
- (7) 学校教育法に基づく大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

### (支給の要件)

第3条 奨励金は、在校生等が、技能検定機械保全職種3級を受検するため公益社団法人日本プラントメンテナンス協会に手数料を払い込み、受検票が送付された場合で、第7条に定める支給決定を受けた場合に予算の範囲内で当該在校生等に対して支給するものとする。

### (支給限度額)

第4条 奨励金の支給額は、在校生等の1回の受検につき、学科試験は1,500円、実技試験は7,100円を限度として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、受検申請を行う日の属する年度の4月1日時点において23歳未満の在校生等については、学科試験の1回の受検につき1,500円、実技試験の1回の受検につき3,300円を限度として支給する。

(申請期間)

第5条 奨励金の支給の申請は、試験日から起算して90日以内に行うものとする。ただし、試験日が属する年度の3月20日までにしなければならない。

(支給の申請方法)

第6条 奨励金の申請を行う在校生等は、鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金支給申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課長(以下「産業人材課長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書(試験日以降に取得したもの)、その他在校生等であることを証明する書類
- (2) 当該年度の受検票の写し若しくは受検したことを証する書類
- (3) 前各号のほか、産業人材課長が必要と認める書類

(支給の決定等)

第7条 産業人材課長は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

- 2 産業人材課長は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは奨励金の支給を決定するものとする。
- 3 産業人材課長は、前項又は次条により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請者に対して、鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金支給(不支給)決定通知書(支給の場合は様式第2号、不支給の場合は様式第3号)により、当該申請書を受理した日から60日以内に通知するものとする。
- 4 産業人材課長は、奨励金の支給決定を行ったときは、速やかに支給決定額を申請者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(不支給要件)

第8条 産業人材課長は、申請者が不実の記載をした場合は、奨励金を支給しないものとする。

(奨励金の返還)

第9条 産業人材課長は、奨励金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金支給決定取消・返還通知書(様式第4号)により、当該者に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合
- (2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別途産業人材課長が定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月17日から施行し、施行日以降に申請のあったものから適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月2日から施行する。

鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金支給申請書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

〒

申請在校生等 住 所

氏 名

鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。

<p>①奨励金申請額</p>	<p style="text-align: center;">金 円</p> <p>学科試験を受検された方 1,500円                  実技試験を受検された方 7,100円                  学科試験と実技試験を受検された方 8,600円                  ※23歳未満の在校生等                  学科試験を受検された方 1,500円                  実技試験を受検された方 3,300円                  学科試験と実技試験を受検された方 4,800円</p>	
<p>②希望支払金融機関</p>	<p>金融機関名</p>	<p>銀行 本店・支店</p>
<p>(フリガナ)</p>	<p>口座名義</p>	
<p>口座の種類</p>	<p>当座 ・ 普通</p>	
<p>口座番号</p>		
<p>名義人の電話番号</p>		
<p>③添付書類</p>	<p>1 在学証明書（試験日以降に取得したもの）、その他在校生等であることを証明する書類                  2 当該年度の受検票の写し若しくは受検したことを証する書類                  3 委任状                  4 その他</p>	
<p>④学校名</p>		

様式第2号（第7条関係）

番  
年 月 日

様

職 氏名

鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金については、下記のとおり支給することに決定しましたので、鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金支給要領第7条第3項の規定に基づき通知します。

記

支給額 金 円

様式第3号（第7条関係）

番  
年 月 日

様

職 氏名

鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金不支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金については、下記の理由により支給しないことに決定しましたので、鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金支給要領第7条第3項の規定に基づき通知します。

記

支給しない理由

番  
年 月 日

様

職 氏名

鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金支給決定取消・返還通知書

年 月 日付けで支給した鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金については、下記により支給決定を取り消し、返還していただくことになりましたので、鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金支給要領第9条の規定に基づき通知します。

記

- 1 取消額 円
- 2 取消の理由
- 3 返還の期限 年 月 日
- 4 返還の方法 同封の払込書により、所定の金融機関で払い込みください。